

別表（第4条関係）

補助対象設備	太陽光発電設備（自家消費型）	蓄電池
補助率等	7万円/kW（定額）	補助対象経費の3分の1。 ただし、14.1万円/kWhの3分の1（4.7万円/kWh）を上限とする。
補助上限額	35万円以内	47万円以内
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助額は千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てるものとする。</li> <li>・自家消費型太陽光発電設備と蓄電池は、必ずセットで導入すること。</li> <li>・補助対象設備を設置する住宅は、原則、自らが所有するものとする。他に所有者がいる又は自らの所有でない場合は、所有者に設置についての承諾を受けていること。</li> <li>・同一補助対象者からは1回までを申請の上限とする。</li> <li>・増設は対象外とする。既存の設備を全て撤去し新たに導入する場合は補助対象とする。</li> </ul>	

（備考）ただし、補助対象設備は、次の補助要件を満たすものとする。

なお、佐賀県ローカル発注促進要領に準じ、県内企業から調達できるよう努めること。

補助対象設備	補助要件
（1）太陽光発電設備（自家消費型）	<p>ア 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。</p> <p>イ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定を取得しないこと。</p> <p>ウ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</p> <p>エ 太陽光発電設備で発電して消費する電力量（自家消費量）を、当該太陽光発電設備で発電する電力量の30%以上とすること。</p> <p>オ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値が10kW未満であること。</p> <p>カ 発電量を計測する機器を備えること。</p> <p>キ 各種法令等を遵守した設備であること。</p> <p>ク 商用化され、導入実績があるものであること。</p> <p>ケ 中古設備でないこと。</p> <p>コ PPA・リースにより導入されるものでないこと。</p> <p>サ 住宅のある敷地内に設置するものであること。</p> <p>シ 住宅兼店舗・事業所等の場合、発電した電力は、店舗・事業所等を除く住宅部分のみで消費すること。</p> <p>ス ソーラーカーポート又は建材一体型太陽光発電設備ではないこと。</p> <p>セ その他、国実施要領別紙2の2.ア（ア）の「交付要件」を満たす太陽光発電設備であること。</p>

<p>(2) 蓄電池</p>	<p>ア この補助金により導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。</p> <p>イ 家庭用蓄電池（20kWh 未満）であること。</p> <p>ウ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>エ 導入価格（設置に係る工事費を含み、消費税及び地方消費税の額を除く。）が 12.5 万円/kWh 以下のものとなるよう努めること。</p> <p>オ 各種法令等を遵守した設備であること。</p> <p>カ 商用化され、導入実績があるものであること。</p> <p>キ 中古設備でないこと。</p> <p>ク P P A ・リースにより導入されるものでないこと。</p> <p>ケ 定置用であること。</p> <p>コ 住宅兼店舗・事業所等の場合、蓄電した電力は、店舗・事業所等を除く住宅部分でのみ消費すること。</p> <p>サ その他、国実施要領別紙 2 の 2. ア（イ）の「交付要件」を満たす蓄電池であること。</p>
----------------	---